

北海道告示第 11481 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 3 年 4 月 5 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 2 年 12 月 4 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

深川市北光町ショッピングセンター
北海道深川市北光町 3 丁目 4723 番地 2 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

有限会社サトウ 代表取締役 佐藤 茂
北海道深川市北光町 2 丁目 14 番 2 号
稲場 功
北海道深川市北光町 3 丁目 3 番地 10 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社サンワドー	代表取締役 中村 勝弘	青森県青森市大字石江字三好 66-1
株式会社しまむら	代表取締役 藤原 秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 19 番 4 号
株式会社道北アークス	代表取締役社長 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
DCMサンワ株式会社	代表取締役社長 中村 泰	青森県青森市青葉 3 丁目 5 番地 6	ア
株式会社しまむら	代表取締役 藤原 秀次郎	埼玉県さいたま市北区宮原町 2 丁目 19 番 4 号	
株式会社道北アークス	代表取締役社長 六車 亮	旭川市流通団地 1 条 1 丁目 33 番地の 1	

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成27年 7 月 1 日 (社名変更)
平成30年 8 月15日 (所在地変更)
令和 2 年 3 月 1 日 (代表者変更)

(5) 変更する理由

上記(3)ア 社名、住所及び代表者の変更のため

2 届出年月日

令和2年11月27日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年12月4日(金)から令和3年4月5日(月)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで